



泊発電所 火山影響評価について

(令和3年10月14日審査会合における指摘事項)

令和3年10月28日
北海道電力株式会社

令和3年10月14日審査会合における指摘事項

No.	指摘事項
1	地理的領域内にある第四紀火山(34火山)の活動履歴に関する最新の知見について、網羅的に反映させること。
2	原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として抽出していない火山(21火山)の評価結果を本編資料に記載すること。
3	敷地からニセコ・雷電火山群までの距離をニセコアンヌプリまでの距離としている考え方を示すこと。
4	洞爺火砕流の末端部が共和町幌似付近であるとしているが、洞爺火砕流堆積物が削剥されている可能性も考えられることから、洞爺火砕流の末端に関する評価について、文献及び地質調査結果を踏まえ、再検討すること。また、関連するボーリング柱状図及びボーリングコア写真は、補足説明資料に掲載すること。
5	支笏カルデラ及びニセコ・雷電火山群の火砕流堆積物について、火口からの距離と層厚の関係を整理すること。また、洞爺カルデラについては、既に同趣旨の整理を行っているが、他に関連する文献がないか確認すること。
6	火山性地震及び地殻変動に関するデータについて、至近のデータも追加して整理すること。
7	地下構造に関する調査は手法ごとに特長が異なることから、洞爺カルデラ及び支笏カルデラの地下構造については、地震波速度構造だけではなく、重力構造、比抵抗構造等の知見も踏まえて、総合的に評価すること。
8	原子力発電所の運用期間中における活動可能性が十分小さいと判断できない火山(13火山)について、設計対応不可能な火山事象の到達距離及び分布範囲を個別に示すこと。
9	ニセコ・雷電火山群の地震波速度構造に関する検討について、溶岩流に関する個別評価のみに用いているような記載となっているが、本検討を溶岩流に関する個別評価以外にも用いているのであれば、その位置付けが明確になるよう資料を適正化すること。
10	敷地及び敷地周辺の降下火砕物について、文献及び地質調査結果を踏まえ、分布及び層厚を網羅的に示すこと。
11	「原子力発電所の火山影響評価ガイド」に基づき、モニタリングの資料構成上の位置付けを適正化すること。